

# 投資事業有限責任組合契約登記規則

(平成十年十月二十日)

(法務省令第四十七号)

## (この省令の目的)

第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号。以下「法」という。)(第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約)以下「組合契約」という。(の登記の取扱手続は、この省令の定めるところによる。

## (登記簿の編成)

第二条 組合契約の登記簿は、付録様式による登記用紙をもって編成する。

## (印鑑の提出)

第三条 印鑑の提出は、当該印鑑を明らかにした書面をもってしなければならない。この場合においては、印鑑を提出する者は、その書面に次に掲げる事項のほか、氏名、住所、年月日及び登記所の表示を記載し、押印しなければならない。

一 投資事業有限責任組合(以下「組合」という。)(の名称

二 組合の主たる事務所

三 資格

四 氏名(無限責任組合員又は清算人である法人の代表者にあつては、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びに当該代表者の資格及び氏名)

五 出生の年月日

2 前項の書面には、次の各号に掲げる印鑑を提出する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 無限責任組合員又は清算人(法人である場合を除く。)(前項

後段の規定により当該書面に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの

二 無限責任組合員又は清算人である法人の代表者(当該法人が登記された登記所に印鑑を提出する場合であつて、その代表者が当該法人の代表者として当該登記所に提出している印鑑を前項後段の規定により押印したときを除く。)(登記所の作成した代表者の資格を証する書面及び前項後段の規定により当該書面に押印した印鑑につき登記所の作成した証明書でいずれも作成後三月以内のもの

## (添付書面)

第四条 無限責任組合員又は清算人である法人の代表者が第九条において準用する商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)(第九条の四第一項の書面又は第九条において準用する同規則第二十四条第一項前段の申請書を提出するときは、その書面に登記所の作成したその者に係る代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のものを添付しなければならない。ただし、当該法人が登記された登記所に提出するときは、この限りでない。

第五条 第九条において準用する商業登記規則第十九条第一項に規定する登記簿の附属書類の閲覧の申請書には、利害関係を証する書面を添付しなければならない。

第六条 法第二十六条第二項の代表者の資格を証する書面は、登記所の作成した書面で作成後三月以内のものに限る。

第七条 組合契約の効力の発生の登記又は無限責任組合員の加入による変更の登記の申請書には、法第二十七条の組合契約書又は法第二十八条の登記事項の変更を証する書面の無限責任組合員の印鑑につき市区町村長の作成した証明書(無限責任組合員が法人であるときは、登記所の作成した代表者の資格を証する書面及び当該代表者の印鑑につき登記所の作成した証明書)を添付しなければならない。

(新用紙への移記)

第八条 名称・事業欄の用紙中組合の名称欄又は組合の主たる事務所欄に余白がなくなつた場合において、その欄に登記すべきときは、新用紙に登記を移さなければならない。

2 無限責任組合員欄の用紙又は予備欄の用紙の枚数が多くて取扱いが不便となつたときは、新用紙に登記を移すことができる。

3 商業登記規則第四十六条第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

(商業登記規則の準用)

第九条 商業登記規則第二条、第四条第一項及び第三項、第五条から第七条まで、第九条第三項、第四項、第六項及び第七項、第九条の二、第九条の三、第九条の四(第一項後段及び第二項を除く。)、第九条の五(第四項を除く。)、第九条の六、第十条、第十一条(第四項及び第五項を除く。)、第十三条から第二十三条まで、第二十四条第一項前段及び第二項、第二十七条から第四十五条まで、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十一条の二、第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条、第七十四条の二、第七十七条の二から第七十八条の二まで、第九十八条、第九十九条

第一項及び第二項、第百条、第百一条、第百二条から第百五条の二まで、第百六条(第二項を除く。)、第百七条(第四項を除く。)、第百八条、第百九条(第四項第四号を除く。)、第百十条、第百十一条(第一項第四号を除く。)、第百十二条、第百十四条から第百十七条まで並びに第百二十三条の規定は、組合契約の登記に準用する。この場合において、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の五第三項、第二十四条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五、第三十三条の六第二項、第百五条第一項並びに第百七条第一項中「印鑑届出事項」とあるのは、「投資事業有限責任組合契約登記規則(平成十年法務省令第四十七号)第三条第一項各号に掲げる事項」と、同規則第三十三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは、「投資事業有限責任組合契約登記規則第三条第一項第四号に掲げる無限責任組合員又は清算人である法人の代表者」と、同規則第五十一条の二第二項中「商号」とあるのは「組合の名称」と、同規則第六十八条第一項中「設立の登記その他商法第六十四条第一項に掲げる事項の登記」とあるのは「組合契約の効力の発生の登記その他投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第十条に掲げる事項の登記」と読み替えるものとする。

(登記簿の編成の特例)

第十条 組合契約の登記を電子情報処理組織によって取り扱う場合における登記簿は、別表の上欄に掲げる各区に区分した登記記録をもつて編成する。

2 前項の区には、その区分に応じ、別表の下欄に掲げる事項を記録する。

附則

この省令は、平成十年十一月一日から施行する。

附則（平成一五年五月三〇日法務省令第四九号）

この省令は、平成十五年六月一日から施行する。

附則

この省令は、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年四月三十日）から施行する。

付録〔略〕

別表（投資事業有限責任組合契約登記簿）

区	登記記録	区	組合状態	事項区	その他の事項区	務所区	従たる事務所区	無限責任組合員区	目的区	名称区	区	名称	記録すべき事項
	登記記録を起こした事由及び年月日 登記記録を閉鎖した事由及び年月日 登記記録を復活した事由及び年月日		組合の存続 期間解散の事由の定め 解散		組合員の数の合計		組合の従たる事務所	無限責任組合員及び無限責任組合員業務代行者 清算人及び清算人職務代行者 業務の執行停止 その他無限責任組合員に関する事項	組合の事業	組合の名称 組合の主たる事務所 組合契約の効力が発生する年月日			